

前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（附則第四十八条関係）

改正案	現行
<p>（発行保証金の供託等） 第十三条（略） 2～6（略） 7 第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。</u>）をもってこれに充てることができる。</p>	<p>（発行保証金の供託等） 第十三条（略） 2～6（略） 7 第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。</p>
8（略）	8（略）